

## 会津若松市地方創生・人口ビジョン対策本部設置要綱

(平成 26 年 12 月 12 日 決裁)

### (目的)

第 1 条 「会津若松市地方創生・人口ビジョン対策本部（以下「本部」という。）」は、人口減少、少子・高齢社会において、将来にわたり活力ある本市地域社会を維持、発展させるため、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出に向けて、必要な取組を検討し、一体的に推進することを目的とする。

### (所掌事務)

第 2 条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合的な施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 施策推進にあたっての情報共有及び連絡調整に関すること。
- (3) その他目的の達成のために必要な事項

### (組織)

第 3 条 本部は、本部長及び副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、会津若松市庁議等に関する規程（昭和 51 年会津若松市訓令第 4 号）第 4 条第 2 項に規定する部長会議の構成員をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (本部会議)

第 5 条 本部の会議は、本部会議及び幹事会議とする。

- 2 本部会議は、本部長が招集する。
- 3 会議の進行は、本部長又は本部長が指名する者が行うものとする。
- 3 本部長は、必要と認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

### (幹事会)

第 6 条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会津若松市庁議等に関する規程第 5 条に規定する企画副参事会議構成員をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、企画政策部企画副参事をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、会議の議長となる。
- 5 幹事長は、必要と認めるときは、幹事以外の者を幹事会に出席させることができる。

### (庶務)

第 6 条 本部の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

### (その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、決裁の日（平成 26 年 12 月 12 日）から施行する。